

【パネル4 12月10日 9:30-11:25 2B208・209 教室】

オランダ東インド会社の「契約」から見る東南アジア

大東 敬典

(東京大学)

17～18世紀、オランダ東インド会社 (Vereenigde Oostindische Compagnie) はインド洋からシナ海にかけて多くの拠点を設け、活発な地域間貿易に従事したが、会社の貿易網は、各地の政治的支配者と結んだ様々な「合意」によっても形作られていた。現地政権との合意は、多くの場合、オランダ語と地域の言語の両方で文書化されたが、現存する文書の多くはオランダ語版であり、それらは「契約 contract」と総称される。

こうした会社の契約について、多くの先行研究が特定の地域で結ばれた個別の契約を究明してきたが、近年アジア各地の相当数の事例から全体の共通性、一般性を論じる研究が現れている。すなわち、Jan A. Somers、Martine Julia van Ittersum、Arthur Weststeijnなどのオランダ人研究者が、契約を地域横断的に分析することで、オランダの法学者フーゴー・グロティウスの契約理論、植民地主義と会社の関係を論じている。

しかし、上記の研究には二つの注意点がある。第一は、モルッカ諸島など、会社が現地の支配者に対して優位な立場を得た地域を専ら対象とし、強力な政治権力が存在した地域を看過している点である。この課題には Adam Clulow などが取り組むが、その対象は東アジア地域に限られている。第二は、契約の分析にあたり、『蘭領東インド外交文書集』 (*Corpus diplomaticum Neerlandico-Indicum*) を無批判に利用している点である。同書は、20世紀にオランダの植民地権力の歴史的発展を研究するために編纂された史料集であるが、その史料価値について十分な検討を行っていない。つまり、現地政権が優位な立場を有した地域を視野に入れた研究は未だ乏しく、そうした地域でいかなる契約が結ばれたのか、会社自身はそれをどのように認識していたのか、そもそも各地で作成された契約を総合的に把握できたのかなど、多くの問題が未解明のまま残されているのである。

本パネルは、東南アジア地域を中心にこれらの研究史上の課題に取り組む。第1報告は、会社自身による契約収集の試みとして、「契約集 Contractboeken」と呼ばれる文書史料に着目する。「契約集」は、会社のアムステルダム支部、ゼーラント支部、バタヴィア総督府にそれぞれ異なる内容のものが伝わり、『蘭領東インド外交文書集』は、この内アムステルダム支部の「契約集」を主要典拠とする。本報告は、同史料の成り立ちと、作成者が強力な支配者たちとの契約を精力的に収集していたことを明らかにする。

第2、第3報告は、東南アジアに焦点を絞り、具体的な契約の比較分析を行う。第2報告では、会社優位の地域において特徴的な、会社の貿易独占に関する合意を、第3報告では、地域政権優位の地域においてよく見られる、支配者による貿易許可を取り上げる。両報告を通じて、呼称・形式・内容の点から、東南アジア各地の多様な実態を明らかにする。

最後に、日本史・グローバルヒストリーの立場からコメントを得て、東南アジアの事例を他地域と比較し、より広い歴史的文脈の中で考察することを試みる。

【パネル4 12月10日 9:30-11:25 2B208・209 教室】

アムステルダム支部所蔵「契約集」について

大東 敬典

(東京大学)

本報告は、『蘭領東インド外交文書集』の主要典拠であるアムステルダム支部所蔵「契約集」と他の「契約集」との関係、強力な支配者との「合意」に対する作成者の認識について解説する。

20世紀初頭、オランダの歴史学者 J. E. Heeres は、『蘭領東インド外交文書集』編纂にあたり、既存の外交文書集は特定の地域だけを対象とした不十分な史料であるとし、当時オランダ国立中央文書館 (Algemeen Rijksarchief、現オランダ国立文書館 Nationaal Archief) に保存されていたアムステルダム支部所蔵「契約集」を利用することで、この問題の克服を試みた。その際、彼は同じくオランダ国立中央文書館に保存されていたゼーラント支部所蔵「契約集」を補完的に用いた。しかし、Heeres は両史料もまた不完全と見なし、第2巻の編纂には、バタフィアの地方文書館 ('s Lands Archief、現インドネシア国立文書館 Arsip Nasional Republik Indonesia) に保管されていたバタフィア総督府の「契約集」も参照するようになった。同史料の利用は、Heeres の死後、第3巻より編纂事業を引き継いだ、オランダの歴史学者 F. W. Stapel によって本格化した。その一方で、編者たちはこれら3つの「契約集」自体を研究対象とすることはなかった。

オランダとインドネシア両国での調査の結果、アムステルダム支部とゼーラント支部の「契約集」は、すべてオランダ国立文書館に確認できた。前者は連続する5巻、後者は統一性を欠く3冊からなり、構成や内容において大きく異なる一方、ともに原本はバタフィア総督府において作成された史料であった。他方、インドネシア国立文書館には、年代順に契約を集めた7冊、その一部を要約した2冊が伝存していることがわかった。オランダの「契約集」とは多くの点で異なるが、アムステルダム「契約集」との間には明らかに関係も見られた。すなわち、7冊の契約集の最初の1冊は、アムステルダム「契約集」第1巻と全く同内容であった。

アムステルダム「契約集」の多くの巻は、東洋の君主と結ばれた「条約 *traktaat*」「契約」などに加え、彼らによって付与された「ファルマーン」「カウル」も収めると述べている。「ファルマーン」と「カウル」はともにペルシア語からの借用語である。とりわけ第1巻は、「契約」「ファルマーン」「カウル」という3つの文書を網羅的に収集したと強調しており、同巻を分析すると、作成者が、「ファルマーン」や「カウル」と明確に区別した上で、「契約」を会社と現地政権の2者間の取り決めと定義していたことが判明する。また収録された「ファルマーン」「カウル」は、インド及び周辺地域、特にコロマンデル地方に由来する文書であった。これらの事実は、作成者が、現地の支配者との合意を、内容が会社と現地政権の双方で定められたか、インド洋地域の強力な君主によって「一方的に」決められたか、という2つの対照的な観点から理解していたことを示唆している。

【パネル4 12月10日 9:30-11:25 2B208・209 教室】

両者の「合意」による「契約」

バンダ・アンボイナ・マラッカ

富田 暁

(岡山大学・客員研究員)

本報告では、バンダ諸島、アンボイナ（アンボン島）、マラッカでオランダが17世紀前半に現地政治勢力と「合意」して結んだ「契約」を取り上げる。

バンダ諸島へのオランダ進出は、1602年の（オランダ連合）東インド会社（以下、VOCと表記）設立以前、先駆会社の時代から始まる。先駆会社が1602年にバンダ諸島のアイ島で結んだ「合意」は、当地におけるオランダ人の居住及び信仰の自由、アイ島側とオランダ側の相互保護関係、オランダによるナツメグ・メースの取引独占と見返りとしてのアイ島側への商品供給などの約束からなる。

アンボイナで1605年にVOCが結んだ「合意」では、VOCによるポルトガルからの「解放」を最初に述べ、アンボイナ側からオランダ側への忠誠と援助、互いの信仰への尊重、現地住民へのオランダ側の不法行為に関する罰則規定、オランダ側から要請があったさいに内部対立しがちだった現地住民に対しての相互連携協力義務などが約される。

ポルトガルからマラッカを奪取して約半年後、1641年8月にVOCはマラッカ後背地のナニンの首長（長老）達と「合意」した上で「条項・条件」を定め、オランダ支配体制下でナニンの首長・住民達の義務と責任を細かく規定した。それらは、「条約・条件」違反者のオランダ側への引き渡し、地代や交易関連税に関わる規定（ポルトガル期から踏襲するものもある）、移住や逃亡者に関する規定、ナニンの住民が保有する武器引き渡し、信仰に関わる規定、オランダ人によるナニンの住民との交易独占、オランダ側がナニンの指導者達の地位に関して持つ任命・監督権などからなっている。

上記三地域の「契約」は「オランダ優位の地域」でのオランダと現地政治勢力間による「相互的で合意に基づいた契約」に大きく分類されるが、それらには共通点や差異がある。共通点としては、オランダ側による交易独占と信仰に関する規定がまず挙げられる。一方で、現地に対するオランダ側の優位性・支配度を見てみると、バンダ、アンボイナ、マラッカの地域順（時代順でもある）でより強くなっていく。また、バンダやアンボイナの事例では、「契約」文の主語として、「我々」という表現が現地側を示すと解せる形で多く登場するが、マラッカの事例では主語の「我々」は登場せず、より客観的・第三者的な文章の体裁となっている。また、バンダやアンボイナの事例では神に対する言及がしばしば見られたり現地側の署名が欠落したりし、マラッカの事例では神への言及が無いなかで現地側の署名が明示されているが、これは「契約」の正当性や効力性の是非や担保といった問題にも繋がると考えられる。

個々の「契約」にその時代や地域ごとの歴史的・社会的状況が反映されていることは言を俟たないが、本報告の「契約」の事例は、各地域内における時代的変遷や特徴の視点に地域横断的視点を加えて比較と繋がりを考察する一材料となり得るであろう。

【パネル4 12月10日 9:30-11:25 2B208・209 教室】

「命令」の形をとる「契約」

アラカン・シャム

久礼 克季

(川村学園女子大学・非常勤講師)

オランダ東インド会社〔正式名称は連合東インド会社、以下 VOC と略す〕は、貿易を行う相手の地域に王国・王権が成立している場合、相手の王国による「命令」の形で「契約」を締結した。ここでは 1643 年におけるアラカンと、1712 年におけるシャム・アユタヤとの「契約」を取り上げる。

1643 年〔日付記載なし〕にアラカンとの間で結ばれた契約は、「勅令」〔ファルマーン [firman]〕の形をとり、国王が上級官吏から臨検人ら下級官吏までに対して次のことを命ずる内容となっている。即ち、前述の諸官吏は、当地の VOC 上級商務員アレント・ファン・デン・ヘルムに対して蠟、漆、藍、亜麻布などを自由に取引させなければならない一方、アラカンの主要輸出品の一つである米・粳米については、当地で豊富な時は販売して良いが不足している時には販売してはならないことを命じる。また、アラカンにおけるもう一つの貿易品だった奴隷についてもベンガルでの取引に限定し、手工技術を持っている者の取引は認めないことも命じている。

1712 年 5 月 27 日付でシャム・アユタヤとの間で結ばれた契約は、「特許」〔オクトロイ [octrooi]〕の形をとる。但しその内容は、国王からの上級官吏から税関長ら下級官吏に対する命令となる。具体的には、当時 VOC にとってシャム・アユタヤの重要な貿易品だった諸種の牛皮について、対 VOC 貿易で任命された皮革供給人以外は買い占めてならないこと、各地の有力者は VOC に供給するために入手した皮革類購入許可証を更に一般の商人へ与えることを禁ずること、VOC は内陸へ入り皮革類買い付けを行う商人を任命しなければならないこと、その商人がトラと呼ばれる旅券ないし許可状に相当するものを持っていれば税関を通過できることなどである。

二つの「契約」の内容は、国王からの命令という形をとっている点、その命令が上級から下級の官吏まで対象にしている点、取引の最重要な点においては数量・金額など詳細まで規定される点で共通している。一方、アラカンとの「契約」は「勅令〔命令〕」とされる一方、シャム・アユタヤとの契約は「特許」と VOC がオランダ連邦議会から授与されたものと同じ名称である点が異なる。この相違には、当該年以前に VOC とシャム・アユタヤとの間で 1664、1688 年にも「契約」がなされていること〔1664 年の「契約」は「協定」ならびに「平和同盟」、1688 年の「契約」は「契約」の形をとる〕、また貿易以外の事項にも言及する 1664、1688 年の「契約」に対して、1712 年の「契約」は牛皮の取引やこれと密接に関係する事項について取り決めていることが、その背景としてあるのではないかと考えられる。